

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月25日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社常若コーポレーション
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03) 6438－5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 中川 紘平／同 宮下 央／同 林 雄亮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社常若コーポレーション (東京都港区六本木六丁目10番 1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社常若コーポレーションをいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、ローランド株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注11) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月15日付けで提出いたしました公開買付届出書及び添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(6) 対象者による対象者子会社株式の一部の売却

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以降に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

③ 臨時報告書

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(6) 対象者による対象者子会社株式の一部の売却

(訂正前)

(前略)

以上に対し、対象者は、平成26年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することと併せ、本対象者子会社株式売却についても決議しているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者子会社自己株TOBに対象者が保有する対象者子会社株式3,560,000株を応募することにより、最大、対象者子会社株式3,560,000株を売却することを予定しているとのことです。これにより、対象者子会社は対象者の連結子会社から持分法適用関連会社となることが見込まれているとのことです。また、最終的に対象者が本対象者子会社自己株TOBに応募することにより売却することができる対象者子会社株式の数は、対象者子会社の他の株主による本対象者子会社自己株TOBへの応募動向により変わり得ますが、仮に、対象者が売却予定の対象者子会社株式3,560,000株をすべて売却できた場合で、かつ、対象者子会社が本対象者子会社自己株TOBによる取得予定の株式3,916,000株を取得した場合、対象者は、対象者子会社の総株主等の議決権の25.65%の議決権を保有することになります。この場合、タイヨウ・ファンドは、本書提出日現在、対象者子会社株式を合計1,805,000株（本対象者子会社自己株TOB後の総株主等の議決権の13.00%）を保有しているため、対象者及びタイヨウ・ファンドの保有する対象者子会社株式を合算すると、本対象者子会社自己株TOB後の総株主等の議決権の38.65%となります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

以上に対し、対象者は、平成26年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することと併せ、本対象者子会社株式売却についても決議しているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者子会社自己株TOBに対象者が保有する対象者子会社株式3,560,000株を応募することにより、最大、対象者子会社株式3,560,000株を売却することを予定しているとのことです。これにより、対象者子会社は対象者の連結子会社から持分法適用関連会社となることが見込まれているとのことです。なお、対象者子会社が平成26年6月12日に提出した臨時報告書によれば、本対象者子会社自己株TOBにより、対象者は対象者子会社株式3,560,000株をすべて売却し、対象者子会社は対象者子会社株式3,560,000株を取得した結果、対象者は、対象者子会社の総株主等の議決権の25.01%の議決権を保有することとなりました。これにより、タイヨウ・ファンドは、本書提出日現在、対象者子会社株式を合計1,805,000株（本対象者子会社自己株TOB後の総株主等の議決権の12.68%）を保有しているため、対象者及びタイヨウ・ファンドの保有する対象者子会社株式を合算すると、本対象者子会社自己株TOB後の総株主等の議決権の37.69%となります。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成26年5月15日（木曜日）から平成26年 <u>6月25日（水曜日）</u> まで（ <u>30</u> 営業日）
---------	---

(訂正後)

買付け等の期間	平成26年5月15日（木曜日）から平成26年 <u>7月14日（月曜日）</u> まで（ <u>43</u> 営業日）
---------	---

(2) 【買付け等の価格】
(訂正前)

算定の経緯	(前略) ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である<u>30</u>営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。 (後略)
-------	--

(訂正後)

算定の経緯	(前略) ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、本公開買付けの買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である<u>43</u>営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者普通株式について、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。 (後略)
-------	--

8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行(大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注1) (1)ブリッジローン 弁済期:平成27年6月末日(期限一括返済) 金利:りそな銀行短期プライムレートに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンA 弁済期:平成33年6月末日(分割弁済) 金利:全銀協円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)タームローンB 弁済期:平成33年6月末日(期限一括返済) 金利:全銀協円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)ブリッジローン 9,000,000 (2)タームローンA 6,000,000 (3)タームローンB 17,500,000
計(b)				32,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社りそな銀行から32,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年5月14日付けで取得しております。なお、当該融資契約においては、貸出実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行（大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） (1) ブリッジローン 弁済期：平成27年6月末日（期限一括返済） 金利：りそな銀行短期プライムレートに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンA 弁済期：平成33年6月末日（分割弁済） 金利：全銀協円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3) タームローンB 弁済期：平成33年6月末日（期限一括返済） 金利：全銀協円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) ブリッジローン 9,000,000 (2) タームローンA 6,000,000 (3) タームローンB 17,500,000
計(b)				32,500,000

（注1） 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社りそな銀行から32,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年5月14日付けで取得しておりましたが、当該証明書の有効期間は平成26年7月16日までであったため、本書提出日付けで、有効期間を平成26年8月5日までとする同内容の証明書を改めて取得しております。なお、当該融資契約においては、貸出実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

10【決済の方法】

（2）【決済の開始日】

(訂正前)

平成26年7月2日（水曜日）

(訂正後)

平成26年7月22日（火曜日）

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度	第40期	(自	平成23年4月1日	至	平成24年3月31日)	平成24年6月22日関東財務局長に提出
事業年度	第41期	(自	平成24年4月1日	至	平成25年3月31日)	平成25年6月26日関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度	第40期	(自	平成23年4月1日	至	平成24年3月31日)	平成24年6月22日関東財務局長に提出
事業年度	第41期	(自	平成24年4月1日	至	平成25年3月31日)	平成25年6月26日関東財務局長に提出
事業年度	第42期	(自	平成25年4月1日	至	平成26年3月31日)	平成26年6月30日関東財務局長に提出

予定

③【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

①の有価証券報告書及びその添付書類、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、平成26年6月24日に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号の規定に基づいて臨時報告書を関東財務局長に提出

II 公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成26年6月25日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、本書提出日付けで、有効期間を平成26年8月5日までとする融資証明書を改めて取得したため、本書提出日付け融資証明書を本公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。